

3. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 保存環境

旧藤本家屋敷地の周囲は、馬場花木園（風致公園）として整備されており、丘陵地に形成された谷戸の地形を良く残している。主屋及び東屋北の傾斜地は「急傾斜地崩壊危険箇所¹」とされ、北西の一部が「土砂災害警戒区域」に指定されている。

旧藤本家屋敷地は、今後、馬場花木園の一部として整備され、主屋及び東屋は公園施設として整備される。計画にあたっては、当屋敷地の地形を生かした保全活用と法令に準じた整備並びに、馬場花木園の整備方針へ十分に配慮する必要がある。

なお、「土砂災害警戒区域」では、地域防災計画への記載や避難体制の整備が求められるが、建築物への構造規制等はかからない。しかし、本計画の対象となる建物は、多数の人が利用する公園施設（歴史的建造物）であることから、主屋及び東屋北側の斜面地に対して、安全性を検討する必要がある。

イ 管理体制

市の所有となる平成25年（2013）以前には、藤本家により建物及び、屋敷地の管理が行われていた。平成25年（2013）以降は、北部公園緑地事務所によって閉鎖管理されている。

主屋は個人住宅として、東屋は納屋、茶室として使用されてきた。なお、主屋及び東屋は、菖蒲園を始めた後に休憩や会合等に利用され、主屋の[土間]は、一時期事務所として使用された時期もあった。これまで民間所有であったため、歴史的建造物としての文化財相当の設備（自動火災報知設備等の防災設備）は未設置である。

今後、公共施設として公開、活用する上で、建造物の健全性を維持するために必要な小修理や、日常管理の方法等について計画を定める必要がある。また、防災設備の整備、公開後の適切なメンテナンスの実施や運用訓練の実施も必要となる。

ウ 建造物の状態

主屋、東屋共に、茅葺屋根の葺き替えを最後に実施した年代は不明であるが、全体的に押ホコ竹の露出や、コケ等の繁茂等、茅の劣化がみられる。現在のところ室内への漏水は確認されていない。

地盤調査は実施されていないが、床レベルの計測から、主屋、東屋共に南側へ沈下する傾向が確認されている。これに伴い柱も南へ傾斜しており、東屋の土庇は、目視で確認できる程に傾斜している。主屋及び東屋は、丘陵地を背にする敷地形状のため、土砂の流出等により沈下したと推察される。

主屋の建具は、建て込まれていないものが多く、開閉が困難となったために取り外した可能性が高い。

1 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、人家（人家がない場合でも官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼすおそれのある箇所のこと。一定の調査要領に基づき、都道府県において調査が実施され、公表されている。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域とは異なる。

（2）活用の現状と課題

特定景観形成歴史的建造物である本建物は、これまで民間住宅として使用されてきたが、今後は公園内施設として公開、活用される。

本建物は、その景観的、歴史的、文化的、建築的価値、建物特性を十分に尊重した保存活用整備を行う必要がある、且つ、その安全性（構造、防災等：建築基準法、消防法）や利便性（バリアフリー等：福祉のまちづくり条例）への対応を図る必要がある。

また、公開活用にあたっては、元々建っていた敷地で保存・公開する意義を十分に生かし、本建物がもつ歴史や特性、旧馬場村や周辺地域の歴史等を伝える展示や情景再現を行う。また、地域活性化を図る上で、周辺の歴史的施設や遺構、史跡等と連携した情報発信等を検討する必要がある。

4. 計画の概要

（1）計画区域

本計画の対象区域は、横浜市の公有地となった旧藤本家屋敷地と、既存の馬場花木園（風致公園）である。区域内の計画上の区分を以下に示す。

表 2-4 計画区域の分類

設定区域	区域の設定内容
保存範囲	建造物保全のための範囲 ：旧藤本家住宅主屋及び東屋と、その保存上関連する直近の敷地部分
活用範囲	管理・活用の範囲 ：上記以外の範囲



図 2-1. 計画区域図

（2）計画の目的

旧藤本家住宅主屋及び東屋は、魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要なものと認められ、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」で定める「特定景観形成歴史的建造物」（第14条の2（特定景観形成歴史的建造物の指定））に指定された。

本計画は、「同条例 第14条の4（保存活用計画の策定等）」に基づき、その景観的、歴史的価値を損なうことのないよう、保存管理の方法を定めると共に、市民が身近に接することのできる公園施設として、特定景観形成歴史的建造物に相応しい公開、活用のあり方を検討し、その保存と適切な活用の両立を目指すことを目的とする。

（3）計画の基本方針

旧藤本家住宅主屋及び東屋の保存活用は、谷戸田の原風景を今に伝える歴史的景観を残すため、創建当時の茅葺屋根等の外観の保存を前提とする。チャノマとナンド境は改修されているものの、間取り大きな改変や、増築、改修は少なく、概ね良好に維持されている。よって、上屋範囲については建物全体についてその景観的、歴史的価値の保存を図ることとする。

旧藤本家住宅主屋及び東屋の屋内には囲炉裏が残されている。横浜市内では囲炉裏の保存例は少なく、鶴見区では唯一の保存活用事例となる。今後は、茅葺屋根のメンテナンス及び長寿命化（防虫等）を図るための燻蒸に囲炉裏を活用する。囲炉裏は、古くから茅葺屋根の燻蒸だけでなく、食事の煮炊き、暖房などの機能を併せ持ち、生活に欠かすことのできない設備であった。また、囲炉裏は家族の団欒の場であると共に、着座場所によって家族内の序列秩序を示す等、様々な役割を果たしてきた設備であり、かつての農家の生活や情景を伝えるための遺構として展示等にも活用する。

管理方針としては、良好な維持管理に取り組むと共に、来園者が利活用しやすい施設環境を整える。

- ① 公有の公開歴史的建造物として、その景観的、歴史的価値、建物特性を伝える展示公開施設としての保存を図る。
- ② 民家としての建物の使い方、その意味などが体感できる施設として保存活用を図る。
- ③ 地域の歴史的景観を形成する建造物として、市民、地域住民等がその価値を共有できるような管理を図る。
- ④ 地域住民、公園利用者及びその周辺的环境、歴史遺構等の散策に訪れた人々などへの情報発信及び交流の拠点となるよう、既設公開されている馬場花木園（風致公園）の増設部として、全体的な整備を図り、地域の活性化を目指す。

（4）計画の概要

本計画は以下の4項目について定める。

①保存管理

特定景観形成歴史的建造物である旧藤本家住宅主屋及び東屋について、その景観的、歴史的価値の所在を明らかにし、これらを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

②環境保全

旧藤本家屋敷地は、丘陵地に形成された谷戸の地形や、自然環境と建物が織りなす景観を良く残しており、その周囲は、馬場花木園（風致公園）として整備されている。

今後、旧藤本家住宅屋敷地は馬場花木園の一部として整備される。また、主屋及び東屋は元の位置に保存され、公園施設として整備される。これらの整備にあたっては、敷地の保存環境の維持、整備の方針を定め、また、敷地周辺の環境を良好に維持し、より良い環境、景観を形成するための方策について提案する。

③防災

茅葺屋根及び囲炉裏のある旧藤本家住宅主屋及び東屋において想定される、人的災害及び自然災害について、予防と対応の方策を定める。防災機器の維持管理、災害発生時の対処方針について定める。

④活用

旧藤本家住宅主屋及び東屋の公開及び活用について方針を定める。その他必要な施設整備について検討する。

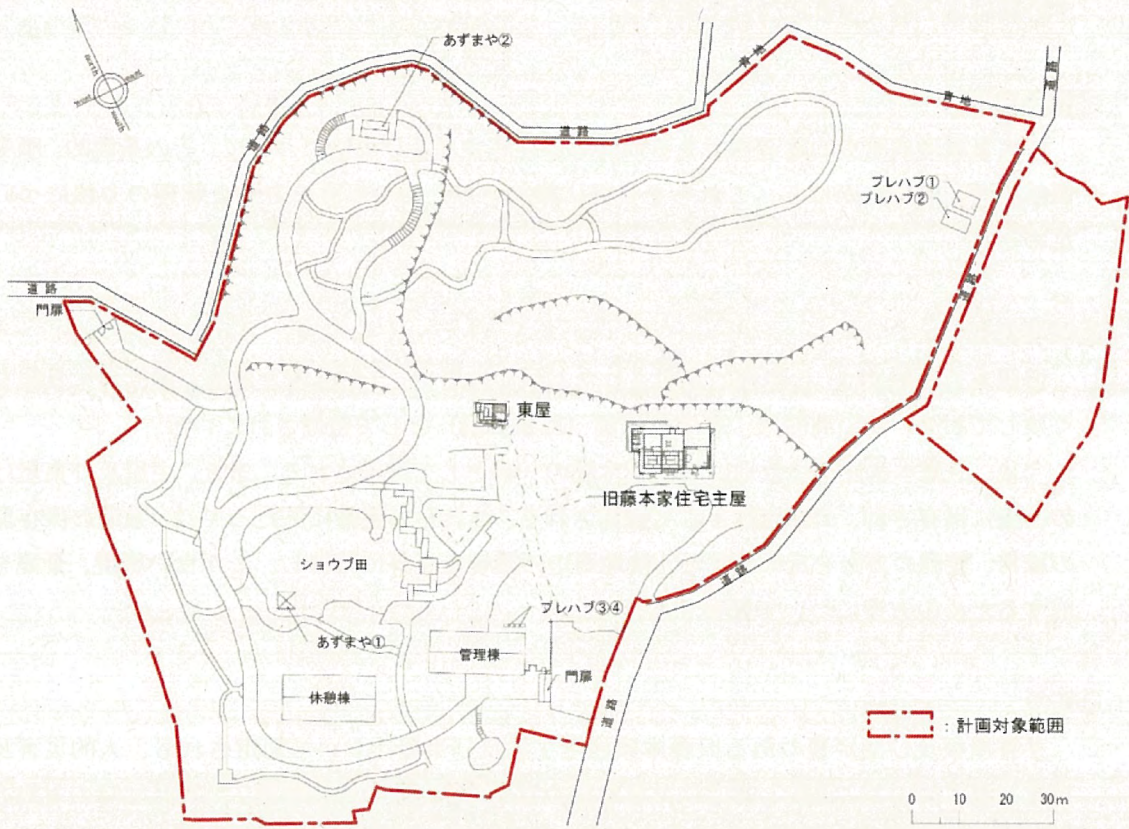


図 2-2. 現況配置図

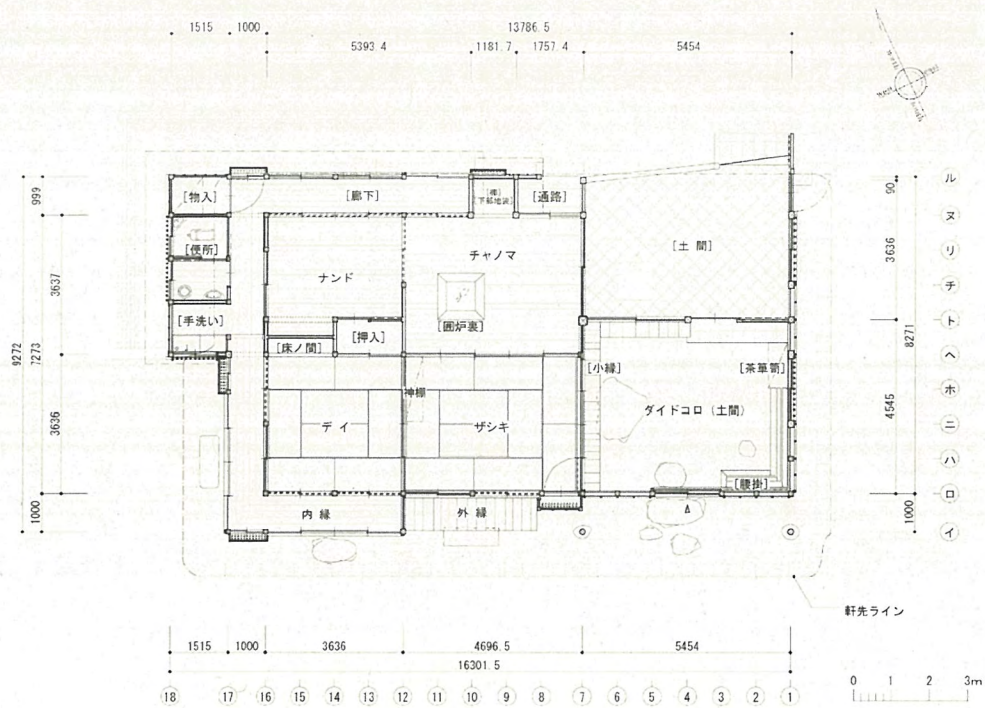
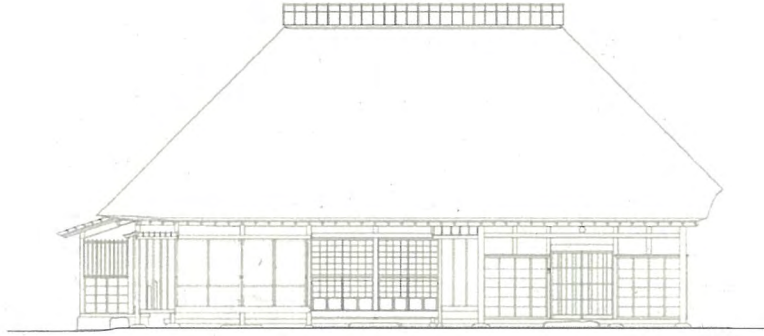


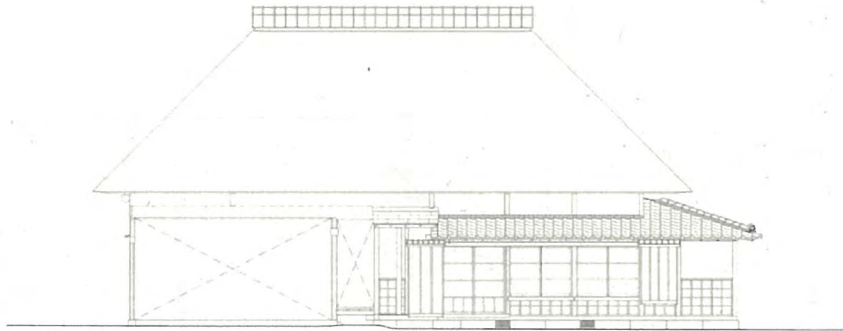
図 2-3. 主屋 現況平面図



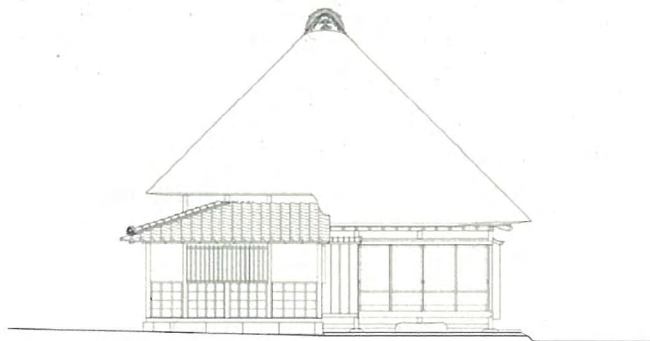
現況南立面図



現況東立面図



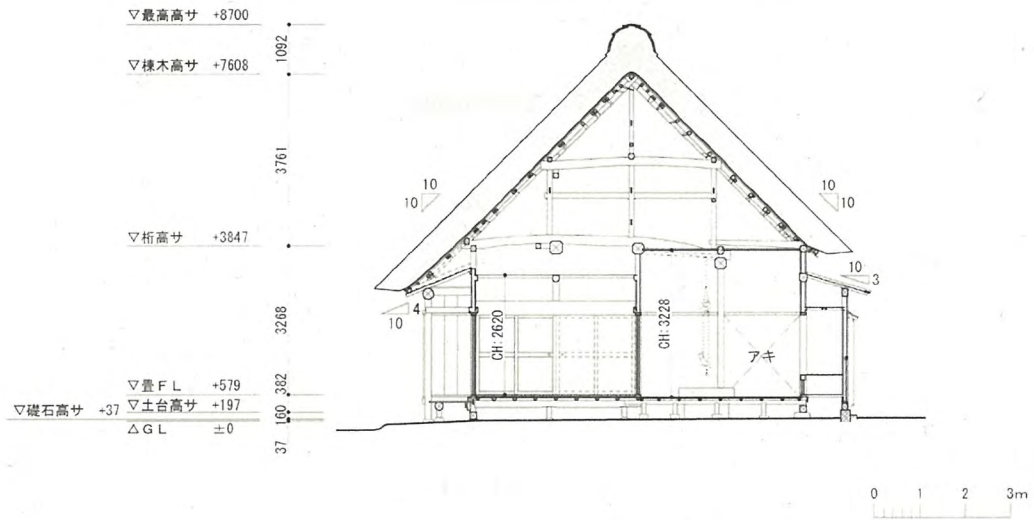
現況北立面図



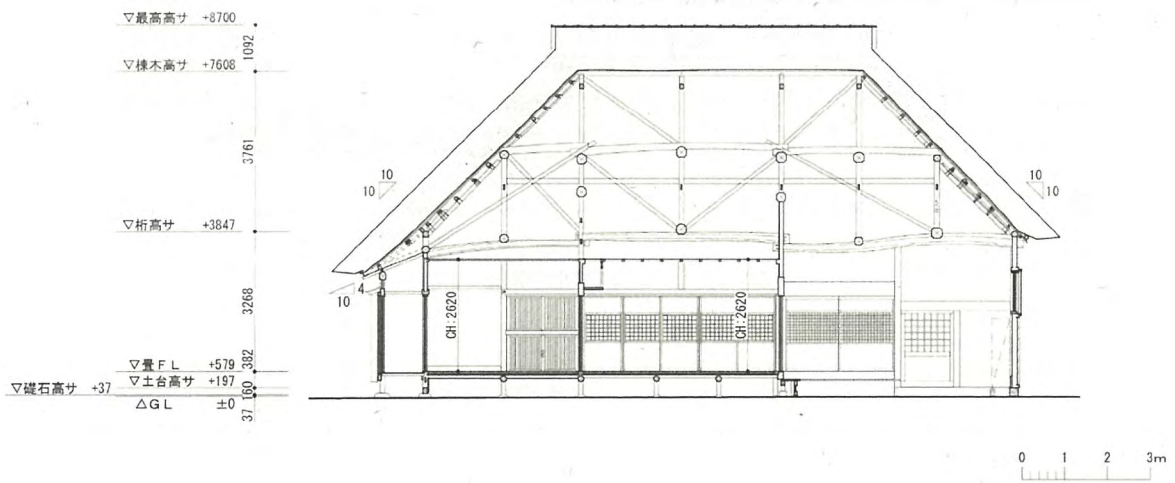
現況西立面図

0 1 2 3m

图 2-4. 主屋 現況立面図

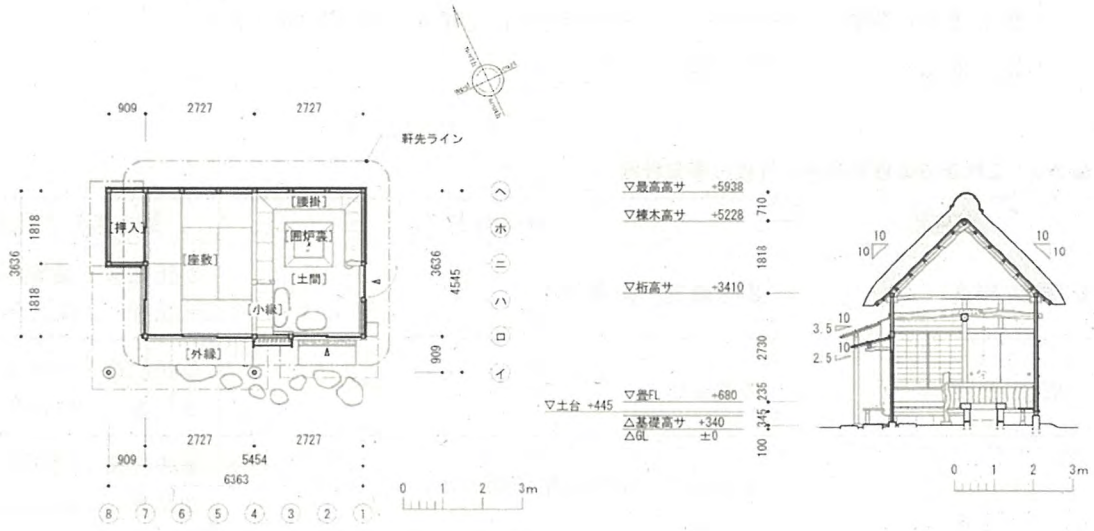


現況梁間断面図



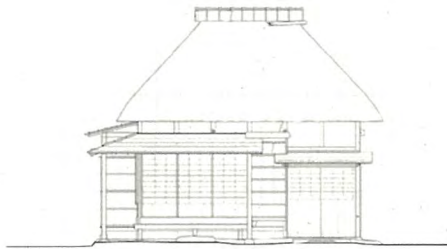
現況桁行断面図

図 2-5. 主屋 現況断面図



現況平面図

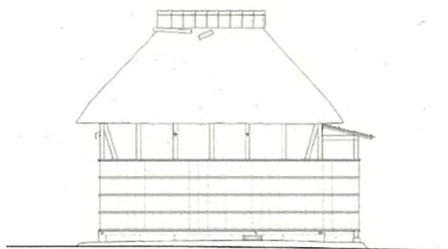
現況断面図



現況南立面図



現況西立面図



現況北立面図



現況東立面図

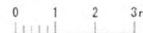


図2-6. 東屋 現況図面

5. 事業計画

旧藤本家屋敷地は、馬場花木園内の一部として整備される。主屋及び東屋は、耐震補強工事、活用改修工事及び補修工事を実施し、公園施設として保存、活用整備される。

実施に係わる年度別計画を下表で示す。

表2-5 これまでの取り組みと今後の事業計画

実施年	事業内容	委託部署、受託者
平成 25 年度	基礎調査、耐震診断	委託部署：環境創造局 受託者：株式会社建文
平成 27 年度	基本設計	委託部署：建築局 受託者：株式会社建文
平成 28 年度	実施設計、保存活用計画（案）	委託部署：建築局 受託者：株式会社建文
	特定景観形成歴史的建造物指定・告示	
平成 29・30 年度（予定）	耐震補強工事、活用改修工事、劣化補修工事	
	公園整備工事	
平成 31 年度（予定）	一般公開	

第3章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

旧藤本家住宅主屋及び東屋は、旧馬場村の丘陵に挟まれた谷戸に建つ。主屋は、江戸時代末期から明治初期、現港北区篠原に建てられたと推察される茅葺民家を、大正2年（1913）頃、澤野家が当敷地に移築したものである。昭和17年（1942）頃に藤本家が購入し、それ以降も、個人住宅として住み継がれてきた。東屋は、茅を保管する納屋として建てられたものを、藤本家が茶室として改修したものである。主屋は、その景観的価値等から平成4年（1992）1月に市認定歴史的建造物に認定された。

主屋、東屋共に、茅葺屋根の葺き替えを最後に実施した年代は不明であるが、全体的に押ホコ竹の露出や、コケ等の繁茂等、茅の劣化がみられる。現在のところ室内への漏水は確認されていない。

地盤調査は実施されていないが、床レベルの計測から、主屋、東屋共に南側へ沈下する傾向が確認されている。これに伴い柱も南へ傾斜しており、東屋の土庇は、目視で確認できる程に傾斜している。主屋及び東屋は、丘陵地を背にする敷地形状のため、土砂の流出等により沈下したと推察される。なお、主屋の建具は、建て込まれていないものが多く、開閉が困難となったために取り外された可能性が高い。

柱や土台の白色変色等は見られるものの、全体的に保存状態は良好といえる。現在、漏水は確認されていないが、茅の腐朽が著しいため、早急に修理を実施することが望ましい。

部位と破損状況の詳細については以下のとおりである。

主屋

ア 基礎

南及び西の南寄りの外周部と内部は玉石基礎（写真3-1）、その他、南及び北、北西の水廻り外周部は切石の布基礎を廻す（写真3-2）。床レベルの計測から、南側へ沈下する傾向が確認されているが、基礎自体は健全な状態である。



写真3-1 主屋 玉石基礎（西）



写真3-2 主屋 切石布基礎（北）

イ 軸部

土台や柱に雨染み及び白色変色が見られる（写真 3-3, 4）。土台継手には隙間が確認される（写真 3-5）。また、差鴨居に捻れ及び割れが確認される（写真 3-6）。



写真 3-3 主屋 土台の白色変色（南）



写真 3-4 主屋 化粧野地板の雨染・白色変色（南東）



写真 3-5 主屋 土台の継手隙間（南）



写真 3-6 主屋 差鴨居の捻れ・割れ
(ダイトコロ・サシ境)

ウ 小屋組

小屋裏に漏水は見られず、小屋組は比較的良好である。



写真 3-7 主屋 小屋組

工 屋根

茅葺屋根は全体的に押ホコ竹の露出や陥没(写真3-8)、コケ類の繁茂(写真3-9)、垂木竹の縄抜け(写真3-10)が見られるなど、経年劣化が進行している。また、西側では茅負の転び(写真3-11)が確認される。現況では漏水は確認されていない。下屋は棧瓦葺きで、瓦の部分欠損(写真3-12)や隅棟の崩れ(写真3-13)が確認される。漏水は確認されず、比較的良好な状態である。

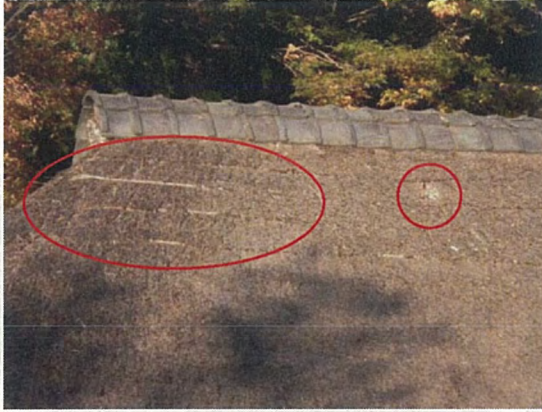


写真3-8 主屋 押ホコ竹の露出・茅の陥没(南)



写真3-9 主屋 茅へのコケ類の繁茂(北)

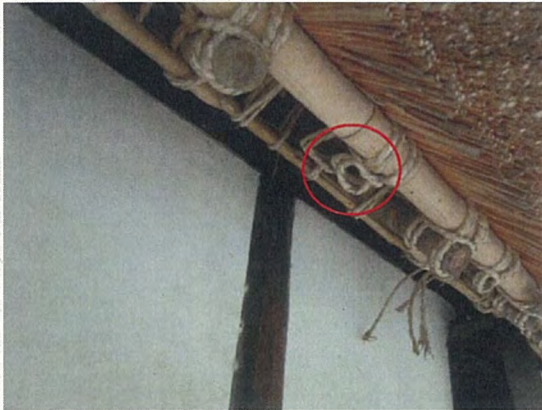


写真3-10 主屋 垂木竹の縄抜け(東)



写真3-11 主屋 茅負の転び(西)



写真3-12 主屋 下屋棧瓦の部分欠損(西)



写真3-13 主屋 下屋隅棟の崩れ(北西)

オ 造作等

外部については、化粧野地板や下見板に雨染み及び白色変色が生じている（写真 3-14, 15）。また、戸袋の弁柄塗装の剥離が生じているものの（写真 3-16）、全体的には良好な状態を保っている。

内部では、ダイドコロ西、北に廻る小縁の土台及び蹴込板に雨染みが見られる（写真 3-17）。また、[土間]北の垂壁に雨染みが見られる（写真 3-18）。[土間]のタイル貼り床には白華が生じている（写真 3-19）。内縁の南西隅では、野地板の外れが確認される（写真 3-20）。

建具については、雨戸の縦板に反りや隙間が生じているものが多く（写真 3-21）、ガラス戸はガラスの割れが確認される。なお、主屋内の建具の多くが建て込まれておらず（主屋や東屋内に保管されている）、開閉に支障が生じたために取り外された可能性が高い。



写真 3-14 主屋 化粧野地板の雨染み・白色変色（南西）



写真 3-15 主屋 下見板・建具下部の白色変色（東）



写真 3-16 主屋 戸袋の弁柄塗装剥離（南）



写真 3-17 主屋小縁の土台・蹴込板の雨染み
（ダイドコロ）



写真 3-18 主屋 垂壁の雨染み（[土間]北）



写真 3-19 主屋 タイル貼床の白華（[土間]）



写真 3-20 主屋 野地板の外れ（〔内縁〕南西隅）



写真 3-21 主屋 雨戸縦板の反り・隙間（西）

東屋

ア 基礎

南の出入口を除く外周部と、〔土間〕、〔座敷〕境に切石の布基礎を廻す（写真 3-22）。床レベルの計測から、南側へ沈下する傾向が確認されているが、基礎自体は健全な状態である。



写真 3-22 東屋 切石布基礎（東）

イ 軸部

北西の土台及び柱に腐朽が確認される（写真 3-23）。また、柱の白色変色や割れ（写真 3-24）が全体に確認される。柱と梁の仕口に隙間が見られ（写真 3-25）、一部桷の割れも見られる（写真 3-26）。



写真 3-23 東屋 柱の腐朽（北西）



写真 3-24 東屋 柱の割れ・白色変色（南）



写真 3-25 東屋 柱・梁の仕口隙間(北)



写真 3-26 東屋 梁の衷割れ(北)

ウ 小屋組

小屋裏に漏水は見られず、小屋組は比較的良好である。



写真 3-27 東屋 小屋組

エ 屋根

茅葺屋根は全体的に押ホコ竹の露出(写真 3-28)、コケ類の繁茂、隅木や垂木竹の縄抜け等(写真 3-29)、経年劣化が進行しているが、現況では漏水は確認されていない。下屋及び土庇は杉皮葺きで、全体的にコケ等の繁茂がみられる。



写真 3-28 主屋 垂木竹の縄抜け(西)

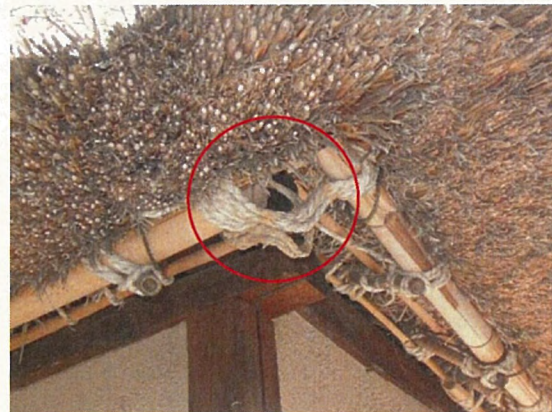


写真 3-29 東屋 隅木の縄抜け(東)

オ 造作等

外壁の杉皮敗れや押竹の割れ等（写真 3-30）が多く見られる。

内部では、[押入]の天井に雨染みが確認される（写真 3-31）。建具には雨染みや障子の破れ、剥れが見られる（写真 3-32）。



写真 3-30 東屋 外壁杉皮の破れ・押竹の折れ(南西)



写真 3-31 東屋 天井板の雨染み([押入])



写真 3-32 東屋 建具の雨染み・障子破れ(南)

(2) 管理状況

主屋は、この地に移築されて以降、個人住宅（一部事務所）として使用され、平成4年（1992）1月に市認定歴史的建造物に認定された。東屋は、茅を保管する納屋として建てられたものを、前所有者である藤本家が改修して茶室とした。

平成25年（2013）に、主屋及び東屋とその敷地一帯を市が買い取り公有化したため、現在は北部公園緑地事務所によって管理されている。現在は、主屋及び東屋の周囲に仮囲いを設け、原則閉鎖管理し、公園整備計画を進めている。

なお、公園整備後は馬場花木園内の公園施設として一般公開される。公開後は、馬場花木園一体の管理を、指定管理者に委託する予定である。

2. 保護の方針

以下、旧藤本家住宅主屋及び東屋において、次に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

<部分>とは、歴史的建造物の屋根・外装（各面）・各部屋を単位とする区分を示す。部分の区分は①保存・②保全に設定し、夫々について表3-1に示すように保護の方針を定める。

<部位>とは、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・建具及び建具枠等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分を基準1～4に設定し、それぞれ保護の方針を定める。

表3-1 <部分>の区分について

<p>①保存部分</p> <p>特定景観形成歴史的建造物としての価値を有する部分。 原則として外部に面する構造材及び外壁、屋根がこれに該当する。 主に基準1または2に該当する部位によって構成される。</p> <p>②保全部分</p> <p>建築物として保存部分と一体的に繋がっており、維持及び保全することが必要とされる部分。 保存部分以外の外部に面する部分や、構造材、改造により原状が失われている部分、<u>保存活用において復元する部分</u>、活用及び補強等のため、改造が不可欠となる部分等を含む。 主に基準2、3、4に該当する部位によって構成される。</p>

表3-2 <部位>の区分について

<p>基準1 材料自体の保存を行う部位。 →主要な構造に係わる材・当初の部材等。</p> <p>基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位。 →定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位。</p> <p>基準3 主たる形状及び色彩等を保存する部位。 →活用または補強等のため変更が必要な部位。</p> <p>基準4 修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位。 →保存活用において復元する可能性が高い部位</p>

表 3-3 <部分>と<部位>の相互関係

部 分 部 位	①保存部分 特定景観形成歴史的建造物としての価値を有する部分	②保全部分 建築物として保存部分と一体的に繋がっており、維持及び保全することが必要とされる部分
基準 1 材料自体の保存を行う部位 →主要な構造に係わる材・当初の部材等	◆主要な構造に係わる部位	・特に保存が必要な部位
基準 2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位 →定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位	◆材料の形状、材質、仕上、色彩の保存を行う部位 ◆定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位	・特に保存が必要な部位
基準 3 主たる形状及び色彩等を保存する部位 →活用または補強等のため変更が必要な部位。	◇主たる形状及び色彩等を保存する部位	◇保存部位との調和を目指し、面的に広がる部位 ◇主たる形状及び色彩を保存する部位
基準 4 修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位 →保存活用において復元する可能性が高い部位	◇ <u>保存活用において復元する可能性が高い部分</u> 、また、活用または補強のため特に変更が必要な部位	◇ <u>保存活用において現状に復する部分</u> 、また、活用または補強のため特に変更が必要な部位

なお、「保存活用において復元する可能性が高い部位」は、調査結果及び、その復元根拠等を基に関係各局並びに学術経験者等と十分な協議の上、整備、復元する。

(1) 部分の設定と保護の方針

旧藤本家住宅主屋は、江戸時代末期から明治初期に港北区篠原に建築された民家を、澤野家が当地へ移築したとされ、大正2年（1913）に上棟されたことが、棟木の墨書から確認されている。昭和17年（1942）頃に、前所有者である藤本家が当屋敷地及び建物を買取り、平成25年（2013）の所有となるまで、個人住宅として大切に住み継がれてきた。主屋は、その景観的価値等が認められ、平成4年（1992）1月に市認定歴史的建造物に認定されている。

東屋は、元々は茅を保管するために建てられた附属屋（納屋）で、藤本家によって改修され、茶室として使用されてきた。

当屋敷地及び花木園一帯は、周囲が住宅地へと変わっていく中で、丘陵地に形成された谷戸田の雰囲気を良く留めている。なお、当敷地に隣接する馬場花木園は、元々藤本家屋敷地の一

部であったものを、市が馬場花木園（風致公園）として整備・公開しており、四季折々の自然を楽しめる場所として市民の憩いの場となっている。

旧藤本家住宅主屋及び東屋の保存活用は、創建後から住み継がれ、維持、修繕されてきた本建物の外観の保存を前提とする。

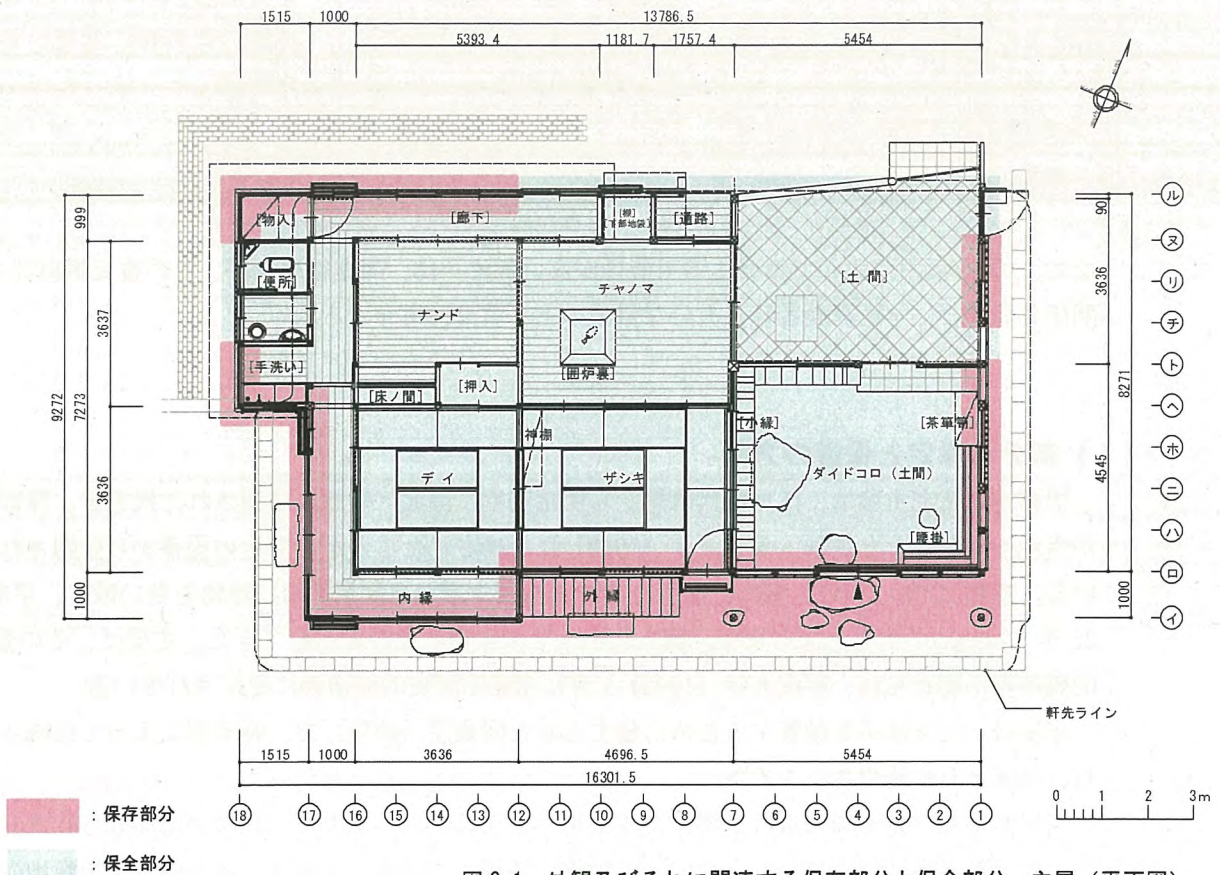
なお、主屋が横浜市認定歴史的建造物に認定された際、「保全と活用に関する計画」の中で「保全する部位」として、下記の3部位を挙げている。

- ア. 屋根：茅葺き（差し茅により全面的に傷んだ箇所を葺き直す）
- イ. 外観4面：下見板張り（原則として現況のまま保全する）
- ウ. 外構：主屋周辺部、東屋、特に前庭、裏庭等にもある程度の整備を施し、利用鑑賞しやすい配慮が必要である。

主屋については、家族構成や生活様式の変化に伴い、北西側水廻りや、内装、設備等の変更が行われている。また、主屋北側に建てられた新宅に接続していたと考えられる、[土間]北の外壁は解体され、旧状は不明である（現在は合板にて覆われている）。

東屋について、当初の姿を知る資料は残されていないが、前所有への聞取りによれば、掘立柱であった納屋に基礎及び土台を廻している。また、土庇や下屋についても、後に設けられた可能性が高い。

本計画では、旧藤本家住宅主屋及び東屋を特定景観形成歴史的建造物としての価値を有する外観及びそれに関連する部分（保存部分）と、その他の部分（保全部分）とに分ける。



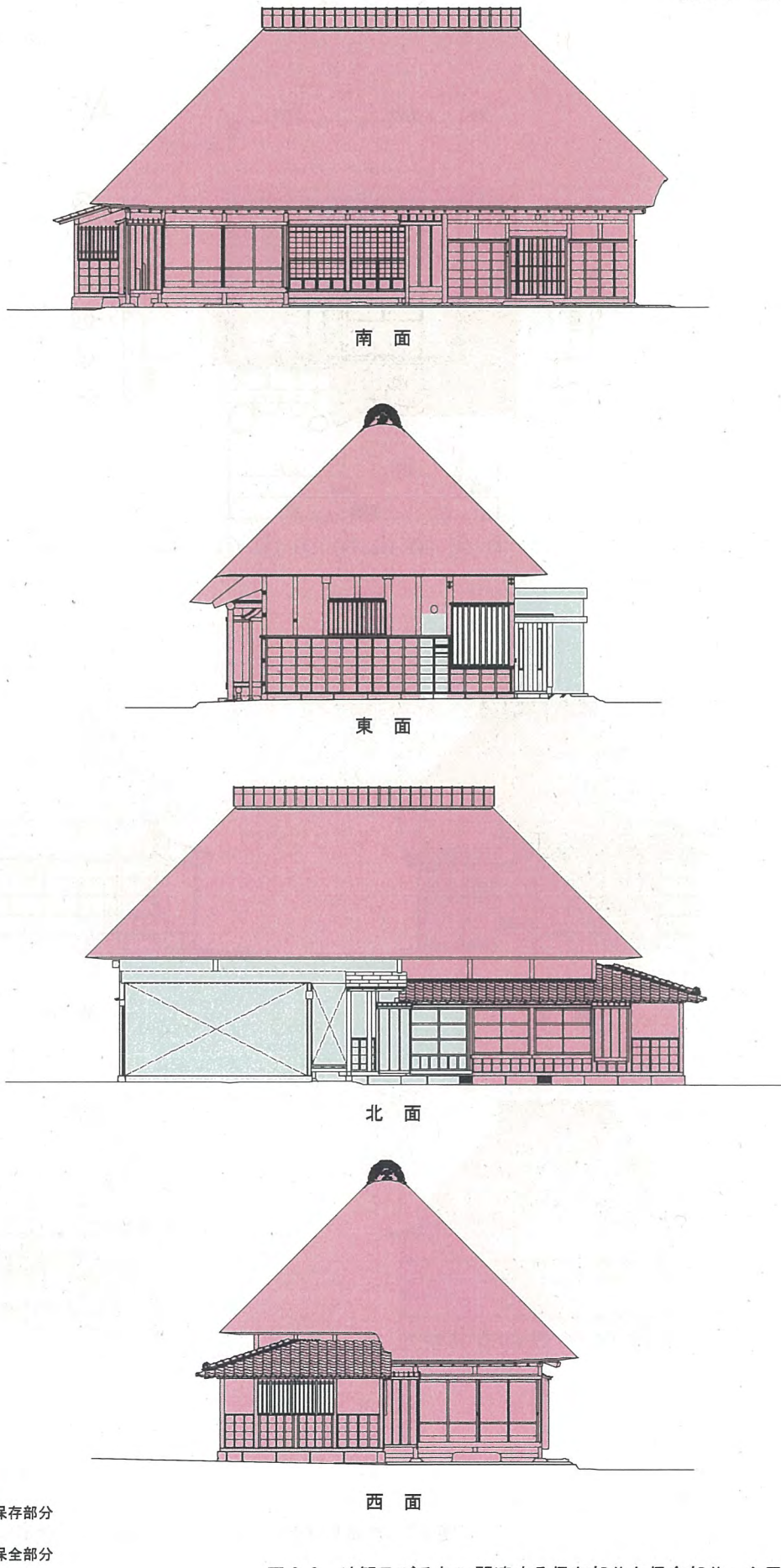
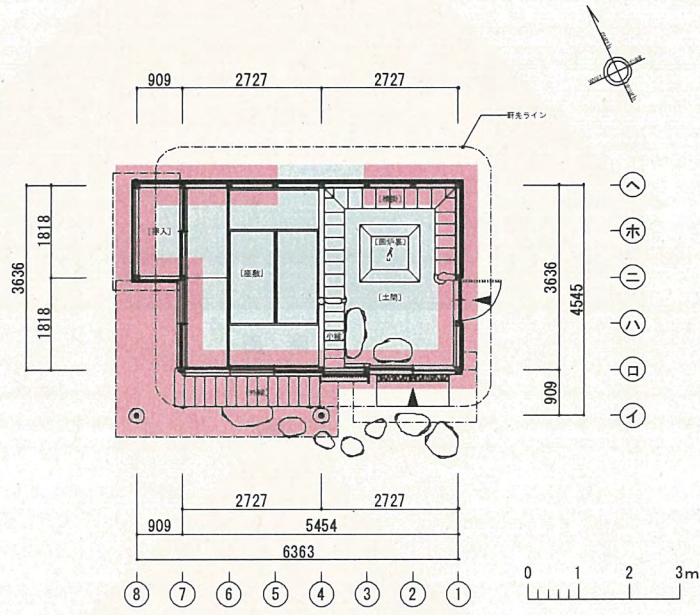
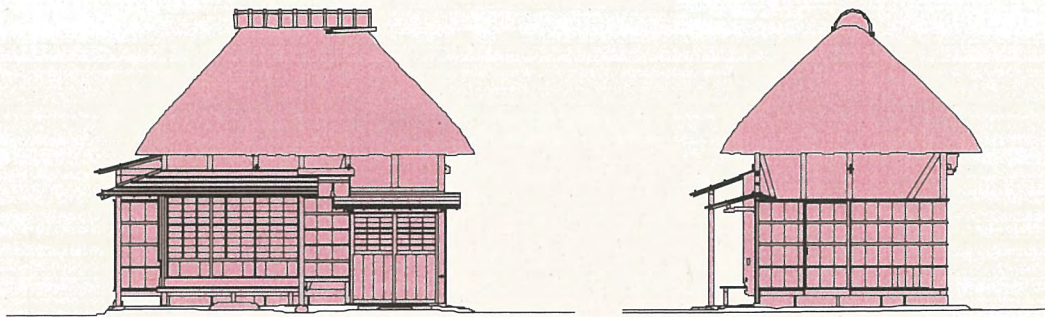


図3-2. 外観及びそれに関連する保存部分と保全部分—主屋（立面図）

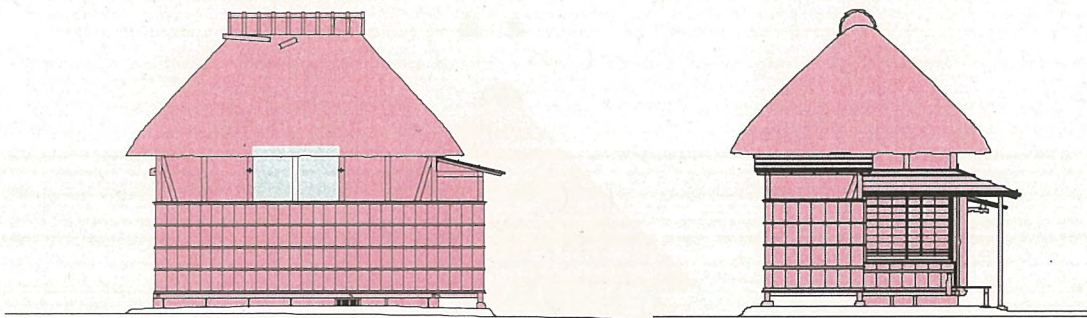


平面図



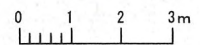
南面

東面



北面

西面



■ : 保存部分
■ : 保全部分

図3-3. 外観及びそれに関する保存部分と保全部分—東屋（立面図）

（2）部位の設定と保護の方針

次に、保存部分の部位を以下のように設定する。

なお、本建物は本計画作成後、耐震補強工事及び、活用に伴う工事が実施される。工事には、並行して部分解体調査（現状で目視確認できなかった範囲などの工法・技法、痕跡調査）を実施し、詳細な情報の収集、分析、復元考察を行う計画である。

保全部分は、保存部分と一体となり、その景観的価値を形成する部分であり、本計画で「保全部分」と設定した範囲であっても、今後の調査結果より復元した部分、部位は、その中でも特に特定景観形成歴史的建造物としての価値を有すると判断されるものは、関係局並びに学術経験者等と協議の上、保存部分とする。その際は、それらの変更を保存活用計画へ反映させる。（手続きについては、「第7章. 保護に係る諸手続」参照）

表 3-4 基準及び、その部位

基準	保存部分	保全部分
	外観及びそれに関連する部分 部位	外観及びそれに関連する部分 部位
基準 1 材料自体の保存を行う部位 ※主要な構造に係わる材・当初の部材等	構造材：木造軸組・小屋組	構造材：木造軸組・小屋組
基準 2 材料の形状・材質・仕上げ・ 色彩等の保存を行う部位 ※定期的に材料の取替え等を行う 補修が必要な部位	屋 根：茅葺（破風、妻壁、棟造等含む）、 茅葺屋根下地 外壁面：漆喰仕上、押縁下見板張、 軒 裏：化粧垂木天井、茅葺屋根下地表し （鼻隠し含む） 建 具：外部木製建具（雨戸、戸袋含む） 格 子	床面 天井面
基準 3 主たる形状及び色彩等を保存する部位 ※補強等のため変更が必要な部位	基 礎 内外壁	基 礎 内外壁
基準 4 修理・改造等の変更に伴って、 意匠上の配慮を必要とする部位 ※保存活用において復元又は、改変 等を行う可能性が高い部位	庇 照明器具等設備機器	【保存部分以外の下記部位】 下屋屋根（軒裏含む） 外壁面 内壁面（造作材含む） 床 面（造作材含む） 天井面 囲炉裏 内部建具 格 子 庇 照明器具等設備機器

※活用に伴う設備等（器具、配線、配管等）の整備に当たっては、歴史的建造物の価値を損なわないよう配慮した計画、設置を行う。

- ① ミニマム・インターベンション (minimum intervention) : 最小限の手の加え方
- ② デザインは変えずに建物性能をグレードアップさせる
- ③ 新たに付加した部分は原設計と判別可能なデザインとする
- ④ 保存部分以外を使って建物性能を確保する